

提案募集から落札までの 実施手順

「評価の公正さを確保するために」

公正に総合評価落札方式を実施するためには、実施にあたって留意すべきポイントがいくつかあります。

1 総合評価落札方式の適用を決定¹⁾

評価項目の選定 ⇒ 評価基準の設定²⁾

ポイント1

総合評価落札方式を採用する
ねらい、評価の着眼点などの積
極的なPRによって、より高い満
足度を目指した発注機関の取り
組みへの理解が深まります

2 評価方法の決定

技術提案募集の内容の決定 ⇒ 入札公告等の内容決定

ポイント2

総合評価の基準、技術提案が最
低限満たすべき要件、得点計算
方法、ペナルティなどの評価方
法については、あらかじめ入札
公告や入札説明書に明記する
必要があります

3 公告等の実施

4 技術提案の事前審査

提案内容の確実さ等を確認

ポイント3

入札に先立って、技術提案が確
実に実施できる内容のものかど
うかを確認します

5 入札の実施

ポイント4

入札公告時に示した方法で技術
提案内容を評価します
(入札時の提案内容は、④の事前審査で確認され
た内容の範囲内である必要があります)

6 総合評価による判定

提案内容の評価と総合評価の実施

ポイント5

結果の公表後、非落札者から、
その理由の説明を求められた
場合には、対応、説明が必要です

7 落札者の決定³⁾・契約

契約内容の履行の確認 ⇒ 履行の検証とペナルティ

ポイント6

契約後は、適切な時期・方法で
提案内容の履行状況を確認す
ることが必要です

1)、2)、3) 地方自治体で総合評価落札方式(総合評価競争入札)を行おうとする場合には、1)「総合評価を行おうとするとき」、2)「落札者決定基準を定めようとするとき」、3)「落札者を決定しようとするとき」に、2人以上の学識経験者の意見を聴くことが必要です。詳しくは、「地方自治法施行令第167条10の2」他で規定される手続きを参照してください。